

平成20年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査
(平成21年度調査)の実施について(変更案)

1 目的

平成20年5月21日に中央社会保険医療協議会診療報酬改定結果検証部会(以下「検証部会」という。)において策定された「平成20年度診療報酬改定結果検証特別調査項目について」に基づき、特別調査(平成21年度調査)を実施し、検証部会における平成20年度診療報酬改定の結果検証のための資料を得ることを目的とする。

2 調査の実施方法

特別調査は、外部委託により実施することとし、実施に当たっては、調査機関、検証部会委員、関係学会等により構成された「調査検討委員会」により、具体的な調査設計及び集計、分析方法の検討を行う。

3 調査項目

以下に掲げる6項目の調査について、平成21年度当初より着手することとする。

- ・ 明細書発行の一部義務化の実施状況調査(別紙1)
- ・ 医療機関における医療機能の分化・連携に与えた影響調査(別紙2)
- ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料において導入された「質の評価」の効果の実態調査(別紙3)
- ・ 歯科外来診療環境体制加算の実施状況調査(別紙4)
- ・ ニコチン依存症管理料算定保険医療機関における禁煙成功率の実態調査(別紙5)
- ・ 後発医薬品の使用状況調査(別紙6)

後発医薬品の使用状況調査（案）

<調査概要>

保険医療機関に対し、「後発医薬品への変更不可」と処方せんに記す状況や入院患者に対する後発医薬品の使用状況等を調査するとともに、保険薬局に対し、「後発医薬品への変更不可」とされた処方せんの受付状況、実際に先発医薬品を後発医薬品に変更して調剤した処方せんの割合及び薬剤料等の状況の調査等を行う。

<主な調査項目>

- ・ 処方せんに「変更不可」と記す件数とその理由
- ・ 処方せん受付枚数、処方せんに「変更不可」と記された割合及び後発医薬品への変更枚数
- ・ 後発医薬品に変更することによる薬剤料の変化
- ・ 後発医薬品の使用に係る患者の意思表示の状況（「ジェネリック医薬品希望カード」の提示など）と医療機関・薬局の対応
- ・ 入院患者に対する後発医薬品の使用状況と使用促進のための課題等

<調査客体>

保険薬局・保険医療機関の中から抽出した薬局、保険医療機関及び患者（抽出方法及び客体数は調査検討委員会で決定）

<調査スケジュール>

平成 21 年	5 月	調査機関の選定
	6 月	「調査検討委員会」における調査設計、調査票等の検討 調査客体の選定
	7～8 月	調査実施
	9 月	調査票回収、集計
	10～11 月	調査結果報告